

議案第53号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立玉川野毛町公園の飲食店に関する公園施設の設置等に係る使用料を定める必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2公園施設の設置等に係る使用料の部土地の項の次に次のように加える。

飲食店	1平方メートル 1月	1,859円
-----	------------	--------

別表第2備考中「土地」を「土地又は飲食店」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月18日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2に規定する飲食店の設置又は管理に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。